

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 高崎市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金	助成	高崎市住環境改善助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に本人またはその世帯員が所有し居住している住宅が対象 ○市内の施工業者(市内の住所単独表記で見積書、領収書を発行できる業者)を利用する工事 ○住宅本体の機能、住環境向上のための改修、修繕、模様替えなどの対象となる工事 ○助成対象工事の経費(消費税及び地方消費税の額を含む)が、20万円以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○高崎市に住民登録または、外国人登録をしていること ○世帯の中に市税を滞納している者がいないこと ○世帯の中に前年の合計所得金額が400万円を超える者がいないこと 	20万円	—	—	事前申請:令和5年7月3日(月)から令和5年8月31日(木)(令和6年2月29日(木)までに完了報告書が提出できること)	予算の範囲内(ただし、1住宅かつ1世帯につき1回限り)	建築住宅課	027-321-1266	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011700758/	
耐震診断費	助成	高崎市木造住宅耐震診断事業	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震性を調査するために、専門家を派遣する 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物所有者 	市が診断費全額負担	—	—	令和5年5月15日(月)から令和5年12月15日(金)まで	予算の範囲内	建築指導課	027-321-1271	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014012200110/	
耐震改修費	助成	高崎市緊急耐震対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年5月31日以前に建築された耐震性が低い木造住宅を現行基準に適合させる改修工事に対して、工事監理費・工事費の一部を補助する 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物所有者又は建物所有者から同意を得ている者 	耐震改修工事費(工事監理費含む)の5分の4以内の額(限度額140万円)	—	—	令和5年5月15日(月)から令和5年12月15日(金)まで(令和6年2月29日(木)までに完了報告書が提出できること)	予算の範囲内	建築指導課	027-321-1271	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2016092500012/	
太陽光発電設備設置費	助成	高崎市太陽光発電システム導入補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅への太陽光発電システムの導入を支援するため、費用の一部を補助金として交付する制度 	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら居住する市内の住宅に、太陽光発電システムを新たに設置し(または、市内の太陽光発電システム付きの住宅を購入し)、自ら電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約を結ぶ個人 ○2023年度中に太陽光発電システムに係る電力受給を開始し、かつ定められた申請期限までに補助金交付申請書を提出できる方 ○市民であり、市税を滞納していない方 	<ul style="list-style-type: none"> ○1kWあたり1万円 ○上限5万円 	—	—	令和5年7月1日から令和6年3月31日まで	予算の範囲内	環境政策課	027-321-1251	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2020040300012/	

合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置事業費補助金	○合併処理浄化槽の設置者に対して予算の範囲内で補助金を助成する	○下水道の事業計画区域および農業集落排水処理施設の併用区域内を除く市内全域に、現在「単独処理浄化槽」が「くみ取り便槽」を使用している人が処理対象人員が10人以下の環境配慮型合併処理浄化槽を専用住宅に設置する方 ○住宅を継続的に使用し、市税に滞納のない方	高崎地域、群馬地域、新町地域、吉井地域 5人槽 新設 150,000円 6～7人槽 新設 190,000円 8～10人槽 新設 250,000円 5人槽 新設 160,000円 6～7人槽 新設 210,000円 8～10人槽 新設 280,000円 倉淵地域、箕郷地域、榛名地域 5人槽 新設 150,000円 6～7人槽 新設 190,000円 8～10人槽 新設 250,000円 新設扱い転換の場合、上記補助金に浄化槽エコ補助金として10万円追加補助転換の場合、宅内配管工事に対し上限30万円まで追加補助	—	—	令和5年12月22日(金)まで	予算の範囲内	一般廃棄物対策課	027-321-1253	https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010800336/	
生ごみ処理機器設置費	助成	生ごみ処理機器購入費補助金	○家庭から出る生ごみを減量化または堆肥化するための機器を購入したものに、予算の範囲内で購入費用の一部を助成する ○購入前に電話連絡すること ○購入後、3ヶ月以内の申請であること ○補助は年度内に1基まで(EMボカシ容器は2容器まで)	○市内に住所を有し、かつ居住している者	コンポスト容器 4,000円 EMボカシ容器 2,000円 電動式生ごみ処理機器 30,000円 ※購入金額(税抜)の1/2	—	—	年間随時	予算の範囲内	一般廃棄物対策課	027-321-1253	https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010700438/	
住宅の取得に関する利子補給	利子補給	高崎市移住促進資金利子補給金制度	○令和5年中に高崎市倉淵地域、吉井地域、榛名地域への移住にあたり、住宅ローン融資を受け自ら居住するための住居(当該住居の敷地を含む)を取得する	○高崎市倉淵地域、吉井地域、榛名地域に自ら居住するための住居を取得し、実際に居住する方	無し	上限無し	認定申請を行った日以降の最初の利子の支払いから5年間の対象融資に係る利子全額	令和5年4月3日から令和6年3月29日まで	予算の範囲内	企画調整課	027-321-1202	https://www.city.takasaki.gunma.jp/teijyu/shikin.html	
リフォーム資金(重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	高崎市重度身体障害者(児)住宅改造費補助	○重度身体障害者(児)がいる世帯が、玄関、廊下、階段、居室、トイレ、洗面所、台所などを改造するための費用を一部補助 ○新築、増築、借家については対象外	○上肢(両上肢に4級以上の障害のある者)障害1・2級、下肢・体幹機能障害1・2級(重複可)、視覚障害1級の障害者がある世帯	50万円	—	—	年間随時 ただし、完了期限は年度内に行う必要があります。	予算の範囲内	障害福祉課	027-321-1245	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010901484/	○他に日常生活用具給付制度(住宅改修)も有り(上限20万円) ○市営住宅及び県営住宅入居者は住宅改造費補助対象外のため、住宅改修のみ対象となる